

滋賀県環境審議会 水・土壌・大気部会 議事録概要

開催日時

平成 23 年 3 月 25 日（金） 15:00～17:00

開催場所

滋賀県庁東館 7 階大会議室

出席委員

川地部会長、笠原委員、北出委員、塚本委員（代理）、寺田委員、鳥塚委員、中西委員、中村委員、原委員（代理）、藤井委員、和田委員（全 18 委員、出席 11 委員、欠席 7 委員）

議題

- ・平成 23 年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
- ・平成 22 年度地下水水質調査結果について（報告）

平成 23 年度公共用水域・地下水水質測定計画について

事務局から説明後、以下の質疑がありました。

- 【笠原委員】 表 1 に「報告下限値」という言葉が使われていますが、これは一般的な言葉でしょうか。測定下限値と一緒にのでしょうか。また、それぞれ単位が異なりますので、単位を記載すべきではないでしょうか。
- 【事務局】 「報告下限値」は、環境省通知で用いられている表現であり、測定下限値ではなく、環境省が報告を求めている下限値です。また、単位につきましても、物質により異なりますので、記載するように修正します。
- 【北出委員】 調査場所や項目は、昨年度と変わらないでしょうか。
- 【事務局】 毎年のモニタリングを目的としていますので、大きくは変えていません。なお、水質汚濁防止法に基づいて行う常時監視として位置づけている調査を記載していますので、研究など別の目的で行う調査については記載していません。
- 【北出委員】 今、問題になっている原子力発電所の事故を教訓にすると、環境基準を達成すれば問題なしとするのではなく、決められたこと以外のことにも目を配らなければならないのではないのでしょうか。例えば、下水道の排水や地下水汚染、農薬、除草剤、化学肥料、洗浄剤による影響がどうか、また、湖岸を走る車の事故で有害な薬品が琵琶湖に流れ込まない

ようにするとか、いろいろ対策を考えなければならないことがあるのではないのでしょうか。

- 【事務局】 この公共用水域測定計画は、法律の枠組みの中でやっていることでございます。水質調査の結果は、環境基準値との比較ということで報告させていただいていますが、決して琵琶湖の状況がこれでいいということではございません。新たな問題である難分解性有機物や漁網に付着する藻類などについては、一步踏み込んだ調査を行っております。有害物質をすべて監視するというのはとても難しい部分がありますので、強弱をつけて行っていきたいと考えています。
- 【川地部会長】 表1の底質については、報告下限値が記載されていませんが、なぜでしょうか。
- 【事務局】 環境省の事務処理基準で、報告下限値の定めがないため、記載していません。なお、測定結果の報告の際には、測定可能な値で報告させていただいています。
- 【中村委員】 河川の調査はいつごろから行われているのか知りませんが、年月の経過で河川の環境も変わってきていると思いますので、調査対象河川の追加・変更ということは検討できるのでしょうか。具体的には、草津川は改修されてから15年くらい経た今、叔母川と合流して大きく環境も変わっているにも係らず、調査対象河川になっていない。今後検討してはどうでしょうか。
- 【事務局】 調査対象河川は固定しているわけではなく、状況によって見直しており、河川改修による採水場所の変更などを行っています。その場合には、審議会に諮ることとしています。

平成22年度地下水水質調査結果について

事務局から説明後、以下の質疑がありました。

- 【北出委員】 概況調査結果で、近江八幡市加茂町付近の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が51mg/lと高いが、原因は何か。
- 【事務局】 調査対象の井戸は、民家の方が管理されていて、その方に確認したところ、あまり利用されていないということでした。また、近くにはその方の畑があることから、施肥などで窒素濃度の高い土壌から窒素分が溶け込むとともに、利用されずに滞留したことから、高い濃度が検出されたと推察しています。
- 【中西委員】 今のことに関連して、測定計画には「環境基準を超えた場合あるいは超えるおそれがある場合には、関係者に速やかに通知する」とありますが、

関係者というのはどの程度の範囲となるのでしょうか。

- 【事務局】 まず、環境基準を超えた井戸の周辺調査を行いますので、検出井戸と周辺の各井戸の所有者には調査結果をお伝えします。また、その地域の自治会等を通じて、調査結果と地下水の使用方法について説明します。後は、汚染状況や原因によって、記者発表や市町、県の機関にも情報提供し、今後の対応を検討することとしています。
- 【藤井委員】 調査実施区域として、2キロメッシュが設定されていますが、県内でメッシュのないところもあります。山林などではなさそうな箇所もありますが、どうでしょうか。気になるのは、廃棄物処理場が関係するような場所は入っているのかとか。安曇川沿いはメッシュがなくて、人家、道路とずれてるところがあるので、頻度との兼ね合いもありますが、もう少し範囲を広げられるのかなという気がします。
- 【事務局】 人への健康影響という観点での調査となりますので、山林等人家がない箇所には設定していません。この調査範囲は、定期調査の範囲として平成元年に設定していますが、この範囲外でも、工場・事業場での汚染が確認されるなどの状況に応じて、別途対応することとしています。
- 【川地部会長】 調査対象井戸は、ずっと同じ井戸を使っていますか。
- 【事務局】 地域の状況を幅広く確認できるように、メッシュの中で、できるだけ新たな井戸を探して調査するようにしています。
- 【川地部会長】 排水基準には、水質汚濁防止法が適用される事業場と、条例のみが適用される事業場とがあるようですが、その違いは規模が違うことによるのでしょうか。
- 【事務局】 規模が違う場合もありますし、条例で独自に定める特定施設を設置している場合もあります。
- 【鳥塚委員】 下水道整備の際に、地下 4,5m から 7,8m のところに横穴をあけるので、伏流水にも影響があると思う。それが地下水位にも及ぶのかなと。また、河川の調査地点が示されているので、平成 18～21 年に姉川支流の高時川で 120 日を超える瀬切れがあった。流量によって水質は違ってくる。このような状況で、地下水や河川の水質を正確に測定できているのかどうか。
- 【事務局】 地下水の調査対象井戸を決める際は、水位を確認しています。また、河川については、流量を毎回記録しており、もし湧水等で定点での採水が困難な場合は、上流に遡るなど位置を変更して採水しています。この場合は、採水地点の変更を行ったという記録をしています。